

みやま市農業委員会総会議事録

日 時 令和4年7月8日 午後1時30分～午後2時25分

場 所 みやま市役所大会議室

出欠者 出席者 18名 欠席者 0名

議 事 1. 開 会

2. 付議事案

議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第13号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第15号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用
集積計画の決定について

3. 報告事項

1. 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

2. 農地法第18条第6項の規定による通知について

3. 使用貸借解約通知について

4. 閉 会

出席委員（18名） 会長 徳 永 順 子

議席番号 氏 名

1番 山 下 秀 徳
3番 河 野 正 春
5番 原 田 龍三郎
8番 加 藤 和 己
10番 田 崎 明
12番 木 下 正 信
14番 中川原 大 吉
16番 平 川 弘 義
18番 池 田 正 幸

議席番号 氏 名

2番 新 開 文 則
4番 河 野 義 明
7番 野 田 惠 次
9番 岡 田 佳 子
11番 嶋 芙 沙 子
13番 大 城 祐 吉
15番 河 野 和 夫
17番 内 藤 秋 彦
19番 徳 永 順 子

欠席委員（0名）

出席推進委員（18名）

座席番号 氏 名

21番 田 中 良 和
23番 石 橋 直 幸
25番 松 尾 正 巳
28番 上 原 充
30番 柿 原 廣 典
32番 河 野 通 成
34番 大 城 政 英
36番 古 賀 勝 則
38番 末 吉 智 宣

座席番号 氏 名

22番 森 静 男
24番 江 崎 須 三 信
26番 堤 貴 大
29番 松 尾 一 則
31番 坂 梨 誠 治
33番 川 口 広 樹
35番 山 下 久 弥
37番 武 藤 睦 夫
39番 岩 屋 明

本会議に出席した事務局職員

事務局長 岡 俊 幸

事務局係長 堤 和 美

事務局 東 竜 雄

事務局 田 中 砂 希

午後1時30分 開会

○事務局（岡）

それでは、ただいまから令和4年7月定例総会を開催させていただきます。

開会に当たりまして、会長が御挨拶申し上げます。

○会長（徳永）

〔挨拶を述べる〕

○事務局（岡）

早速、議事に入らせていただきますが、みやま市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会長が議長を務め、議事を進めてまいります。

それでは、会長よろしく申し上げます。

○議長（徳永）

規定により、議長を務めます。皆さんの御協力をよろしく申し上げます。

それでは、お手元の資料に基づきまして進めてまいります。

初めに、本日の出席委員は18名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

推進委員は、18名の委員に出席いただいています。

次に、会議規則第14条第2項に定める議事録署名委員の指名についてですが、本日は、議席番号8番加藤和己委員、同じく9番岡田佳子委員にお願いします。

また、本日の会議書記には事務局職員の堤和美君を指名いたします。

議事に入らせていただきます前にお断りしておきます。

総会において委員が発言される場合は、議長の許可を受けた後、議席番号と氏名を言ってから発言されるようにお願いします。また、個人情報保護の観点から、発言におきましては個人名等の固有名詞は避けていただきますようお願いいたします。

なお、発言中に個人名等が出た場合は、職権にて削除させていただきますので御了承願います。

それでは、議事に入らせていただきます。

議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号1番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおり

です。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○11番（嶋）

これも書類を見まして、現地を調査いたしまして、何ら問題はないと思われます。皆さんの御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第12号、整理番号1番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号2番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号2番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○26番（堤）

6月の終わりに現地と書類を見て、特に問題はないと思われます。皆様の御審議をよろしくお願ひします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号2番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第12号、整理番号2番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号3番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号3番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、贈与となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○28番（上原）

譲渡人と譲受人は親子関係にありまして、譲受人が今度自宅のほうに帰って農業をするということでした。

地元委員としては別に問題ないと思われますので、皆様の御審議をよろしくお願ひいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号3番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第12号、整理番号3番を原案どおり許可することに決定

いたします。

事務局は、整理番号4番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号4番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○34番（大城）

6月22日に現地等の確認をしましたが、推進委員としては何ら問題ないと思われますので、皆様の御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号4番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第12号、整理番号4番を原案どおり許可することに決定いたします。

次に、議案第13号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明してください。

○事務局（堤）

整理番号1番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

農地の広がり10ヘクタール未満の第二種農地に貸資材置場を建設するために転用するものです。

東は道路と畑、西は雑種地、北は自己所有の畑、南は雑種地に面しており、隣接農地アンケートの結果、了承済みです。

水利関係は、地元区長より無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、自然流下と北側水路に放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○35番（山下）

申請書に基づきまして、7月5日に農地委員さんと事務局さんと現地を確認いたしました。地元委員としては何ら問題ないかと思いますので、皆様方の御審議方をよろしく願いいたします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

○農地委員（岡田）

7月5日に現地を見に行きましたけれども、別にこれは、草はいっぱい生えていましたけど、問題ないと思いますのでよろしく願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第13号、整理番号1番を原案どおり承認することに決定いたします。

事務局は、整理番号2番について説明してください。

○事務局（堤）

整理番号2番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

農地の広がり10ヘクタール以上の第一種農地に駐車場を拡張するために転用するものです。農地転用不許可の例外「既存敷地の拡張」を適用しております。

東は畑、西は宅地、北は宅地、南は道路に面しており、隣接農地アンケートの結果、了承

済みです。

水利関係は、水利委員、地元区長から無条件承諾を得てあります。

雨水排水は、敷地内の溝に沿って水路に放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○26番（堤）

7月5日に書類、それと現地と確認したところ、特に問題ないと思われま。審議のほうをよろしくをお願いします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見ををお願いします。

○農地委員（岡田）

同じく5日に現地に行きましたけれども、駐車場を建てるということで、別にいいと思いますのでよろしくをお願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号2番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第13号、整理番号2番を原案どおり承認することに決定いたします。

事務局は、整理番号3番について説明してください。

○事務局（堤）

整理番号3番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

農地の広がり10ヘクタール以上の第一種農地に農業用倉庫を建設するために転用するものです。農地転用不許可の例外「農業用施設」を適用しております。

東は自己所有の畑、西は道路、北は田、南は水路に面しており、隣接農地アンケートの結

果、了承済みです。

水利関係は、地元区長から無条件承諾を得てあります。

雨水排水は南側水路に放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○11番（嶋）

7月5日に行きましたけれども、これは敷地内で農業用倉庫を建てるということで、何ら問題はないと思われます。よろしく願いいたします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見ををお願いします。

○農地委員（岡田）

これも同じく5日に見に行きましたけれども、別に問題ないと思ひます。よろしく願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号3番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第13号、整理番号3番を原案どおり承認することに決定いたします。

次に、議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明してください。

○事務局（堤）

整理番号1番について御説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

農地の広がり10ヘクタール未満の第二種農地に駐車場にするために転用するものです。

東は宅地、西は道路、北は宅地、南は雑種地に面しており、隣接農地アンケートはありま

せん。

水利関係は、地元区長及び水利委員から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、自然流下します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○29番（松尾）

申請書、現地を確認しましたがけれども、駐車場の拡張ということで別に何ら問題ないと思っております。皆様の御審議をよろしくをお願いします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見ををお願いします。

○農地委員（岡田）

これも同じく5日に現地を見に行きましたけれども、別に問題なかったと思います。よろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第14号、整理番号1番を原案どおり承認することに決定いたします。

事務局は、整理番号2番について説明してください。

○事務局（堤）

整理番号2番について御説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。農地の広がり10ヘクタール未満の第二種農地に農業用倉庫を建築するために転用するものです。

東は道路、西は宅地、北も宅地、南は畑に面しており、南側畑の所有者は譲渡人のため、

隣接農地アンケートはありません。

水利関係は、地元行政区長及び水利委員から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、南側に側溝を設置して放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○31番（坂梨）

この件につきましては、道路拡張により倉庫が今半分になっている状態です。それで、隣の農地を買って農舎を建て直すというふうなことです。何ら問題ないと思われまので、皆さんの御審議をお願いします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見ををお願いします。

○農地委員（岡田）

これも同じく別に問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号2番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第14号、整理番号2番を原案どおり承認することに決定いたします。

事務局は、整理番号3番について説明してください。

○事務局（堤）

整理番号3番について御説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。農地の広がり10ヘクタール以上の第一種農地に住宅及び家庭用倉庫を建設するために転用するものです。農地転用不許可の例外「集落に接続して設置されるもの」を適用しております。

東は畑、西は道路、北は宅地、南は宅地に面しており、隣接農地アンケートの結果、了承済みです。

水利関係は、地元行政区長から無条件承諾を得てあります。

生活雑排水は合併浄化槽へ、雨水排水については溜枳を通して放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○31番（坂梨）

双方の関係が親子関係でありまして、親の土地に子どもが家を建てるというような形になっておりますので、何ら問題ないと思われまますので、皆様の御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見ををお願いします。

○農地委員（岡田）

これも7月5日に現地を見に行きましたけれども、家を建てるということで、別に問題ないと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号3番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第14号、整理番号3番を原案どおり承認することに決定いたします。

事務局は、整理番号4番について説明してください。

○事務局（堤）

整理番号4番について御説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。農地の広がり10ヘクタール未満の第二種農地に住宅を建設するために転用するものです。

東は宅地、西は道路、北は宅地、南は道路に面しており、隣接農地アンケートはありません。

水利関係は、地元行政区長から無条件承諾を得てあります。

生活雑排水は合併浄化槽へ、雨水排水については溜枿を通して放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○31番（坂梨）

道路よりか農地のほうがちょっと高くなっているのが気がかりですけれども、何ら問題ないと思われまして、審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見ををお願いします。

○農地委員（岡田）

これも同じく7月5日に現地を見に行きましたけれども、合併浄化槽をやって無条件承諾を得ているということで、住まいを建てられるということです。よろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号4番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第14号、整理番号4番を原案どおり承認することに決定いたします。

次に、議案第15号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局は、議案第15号について説明をしてください。

○事務局（田中）

議案第15号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定につ

いて説明します。

議案書7ページを御覧ください。周年契約は、田6万8,756平方メートル、畑1万3,450平方メートル、合計8万2,206平方メートルで、件数は29件、筆数は68筆となっております。

議案書8ページを御覧ください。期間借地は、田4,450平方メートルで、件数は1件、筆数は1筆となっております。

内容につきましては、9ページ以降に各筆別明細をつけておりますが、事前に議案書を送付しておりますので説明は省略いたします。

なお、ここで本日までにいただいております質問につきまして回答させていただきます。

整理番号5番及び8番のように、賃借料の高額なものがございしますが、これらにつきましては施設園芸での利用であり、ハウスを含むためこのような金額になっているとのことを申請人より確認しております。

次に、議案書14ページを御覧ください。あっせんに関する所有権移転は、機構からの買入れが1件となっております。

内容につきましては、次のページに記載のとおりですが、事前に議案書を送付しておりますので説明は省略いたします。以上です。

○議長（徳永）

なお、9ページの整理番号5番、11ページの整理番号14番、15番及び12ページの整理番号18番と19番の譲受人は新規に農業を始められる方でございます。農政委員会で面談を行っていただいておりますので、それぞれ報告をお願いいたします。

○3番（河野）

7月4日、農政委員、それから市の職員さんを含めて面談を行いました。この日は4名おられましたので、農政委員各2名で分けて行いました。

最初の方は34歳の方ですね。この方は男性、それで会社勤めをされておりましたけれども、会社が倒産しまして無職になりましたので、それから農業をしようという感じになられまして、ナス農家の手伝いを、今年のナスの定植の時期から手伝いをしておられます。それに一通りの農作業は経験されておりますので、これからのナス作りには問題ないと思います。これで、34歳の方はまだ独身でしたので、1人でされるというのは大変だろうということを話しましたところ、お母さんが62歳ぐらいで、まだ元気におるから一緒に2人でやっていくということです。ナスの面積がちょっと大きくて500坪、1人でやっていくのには大変な面積だ

と聞いております。実際の面積が2,539平方メートルですね。これを農業の手伝いされているナス農家から借り受けて、施設も全部土地も借り受けてから行っていくということでございます。譲受人ということで、大分投資額は少なくてもいいんじゃないかと思っております。しっかり頑張っていくということですので、応援していきたいと思っております。

また、非農家の方ですので、地域のこととか農地のこと、そして分からないことがあったら農業委員に相談をしてくださいという申しつけをしております。

そういうことで、しっかり頑張ってくださいと激励をしました。

次のもう一件の方が、これは39歳の方です。これはイチゴ農家、イチゴをされる希望でございます。この方は、南筑後のイチゴ栽培を営農指導員として19年イチゴの指導に携わっていかれた方でございます。それで、イチゴ作りはプロ中のプロだと思っております。39歳という年を迎えて、ここら辺で、転職するにはもうここしかないだろうというふうなことを思って。今までは奥さんのほうはあまり乗り気ではなかったけれども、今回は奥さんも一緒にイチゴ栽培をやるということで、勤めておりましたけれども辞めて、6月から一緒にやっていくと、そういう形でございます。そして、この方も一応面積が18.6アール、2反弱ですね。これも土地も施設もイチゴ農家を辞められる方の土地を譲り受けてやっていくということでございます。当初2人ですので、パック詰めをセンターを利用して出荷したいというふうな希望でございます。営農指導員として19年指導されてきましたので、今後イチゴの栽培を指導員として、またほかの農家の方の助言をしてあげていただきたいということで、しっかり頑張ってくださいということで激励しております。

以上、報告いたします。

○議長（徳永）

次に、内藤委員をお願いします。

○17番（内藤）

同じく今月4日に新規就農者2名と面談いたしました。2人とも作物名はナスです。まず1の方が瀬高町の大草ですかね。そこで年齢は50歳で、脱サラといいますかね、それで、家も農家でもありますし、そしてナスの産地でもあるので、たまたま秋前、ハウスのナスビやっていたところが空いていたので、そこを利用して作ると言ってありました。1年間アルバイトみたいな形で修行みたいなことをして、大体の流れも分かりますということで、ぜひ頑張ってもらいたいと思っております。

もう一人の方は、年齢は27歳で若い方で、場所は瀬高町高柳です。ハウスはまだ建っていないんですけど、現在、補助事業によって今建てられています。もともと祖父がナスを作られていまして、土地もそのままありますので、自分もナスを作って生計を立てたいと言われました。当分の間は、両親と3人で一緒に栽培されるそうです。将来はまだ規模を拡大して面積をもう少し広くして頑張りたいと言ってありました。

最後に、今ナス部会は高齢のためにだんだん減少している中、若い人がナスビに興味を持たれて少しでも増えれば、非常に産地も力が出るのでよろしいと思いますので、ぜひ頑張ってもらいたいです。

簡単ですけど、報告を終わります。

○議長（徳永）

お二人ともすごく分かりやすい報告をいただきましてありがとうございます。

このように、最近若い新規で入られる方とかも増えてきております。周りにそういった方がいらっしゃったら、農業委員のほうで援護射撃というか、見守っていただきたいと思っております。

ただいま議案第15号について説明をいたしました。

何か御質問、御意見はございませんか。

○16番（平川）

ちょっとよかですか。ハウスの借り料が金額的に大きかでしょうが。27万かね。何か基準のあつとですか。ハウス代が幾らとか、土地が幾らとかちいうて基準のあつとですか。そんなら、その決めた金額ということですね。何か基準のあつとやろうかち。

○議長（徳永）

平川委員、事務局から答えを。

○事務局（岡）

今、賃貸料金に基準があるかという質問だったと思います。賃貸料金については、双方の貸手と借手の話合いで、ハウスについても古さとか設備の内容とかで金額が変わってきますので、あくまでも貸人と借人のお話合いで決定していただいております。以上です。

○議長（徳永）

ありがとうございます。

ほかに何か御質問、御意見ございませんでしょうか。

○16番（平川）

いや、それは分かるばってんですね、基準というとのあつでしょうもん、基準な大体。何もなか。ああ、そうですか。何も基準のなかなら話のなかなかまとまらんめけんち思うてです。すね。

○事務局（岡）

なかなかうちが基準を決めるということではできませんので、建てた持ち主の方がどのくらいの、簡単に言えば、まだ債権が残っていますよと。その分も含めたところの料金を貸し賃としてくださいとか、例えば、この施設を改修せやんと、もう新しくせやんばってんが、それはあんたに任せるけん、こんくらいの値段でよかですよと。多分そこんいきでお話はいはしてあるかと思えます。私から聞いたとはそういったふうで、今から改修せやんち、今のままじゃちょっと古かけんがら、ただ、それは自分がするけん、借人がするけんがらちょっと安うしてもろとるとかという話は聞きますが、基準的にはございません。以上です。

○16番（平川）

耐用年数とかである程度決めておかんなら、基準を決めておかないかんとやなかと。基準やけんね、あくまでもね。それは最終的には双方の話合いになろうばってん。相手も全然知らんでしょうが、幾らでもよかやっけん。

○事務局（岡）

いや、全然知らんというか、一番知つあるのは持ち主さんであろろうち思うてですよ。

○16番（平川）

うん、持ち主でん知つとらすばってん、新規に就農しよる者な知らんはずよ、せんかつでん。

○事務局（岡）

せいけんがら、お話ばしていただかんと、うちがそれで、特にその基準というと、あくまでも基準と言われる、結構そこば標準的にこげんなつとるけんちいうて言いなはるの方もおっしゃるけんです。私たちは、そのハウス一つ一つに対して調査とかはできませんので、してもちょっと技術的にも分かりませんので、基準的にはちょっと厳しいかなと思っています。

○16番（平川）

それができんなら、農協とタイアップしたところで基準ば決めなでけんやなかと。新規

就農するなら。それは、農業なら大体分かつとやけん、そこんところは。

○事務局（岡）

一応話合いの中ですね……。

○16番（平川）

検討してください。

○事務局（岡）

新規就農の話には農協さんとかが結構入ってもらっております。この中にも結構農協さんが間に入って話はさせていただいておりますので、農協さんから直接は聞いておりませんが、農協さんも一応御協力いただいておりますとは間違いありませんので、以上です。

○16番（平川）

はい、分かりました。

○議長（徳永）

ほかに何か御質問、御意見ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

議案第15号は決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第15号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定については、計画のとおり決定いたします。

それでは続きまして、2. 報告事項です。

報告事項、第1号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（堤）

報告第1号、農地法第5条1項7号の規定による届出について、宅地分譲のための市街化区域の転用届出が1件出されております。5月31日に地元委員と事務局で現地調査を行い、問題なしと聞いております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第1号について説明がありました。御質問をお受けします。何か御

質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第1号をこれで終わらせていただきます。

続きまして、報告事項、第2号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（堤）

報告第2号、農地法第18条6項の規定による通知について、賃貸借の解約が4件提出されています。内容は、設定2件、自作1件、所有権移転1件です。以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第2号について説明がありましたが、御質問をお受けいたします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○1番（山下）

自作地で所有権が戻るとかなんとかとあっでしょう。設定と自作に戻るとか、所有権移転もあるけど、自作に戻った場合、そのまま荒地になっておるところもあるわけですね。そういうふうなつはもうちょっとどうか行政的にどうにかすることはなかとかいな。もう木がはえききよっちゃん。戻ったら戻ったとき。

○事務局（岡）

賃貸借とか貸し借りが終わったときに、後の管理があるということでございます。非常に言いにくいんですが、それをさせないのが皆様のお仕事ですので。させないというか、そこにきを、遊休農地の更新ということが皆様のお仕事のひとつとなっております。

○1番（山下）

するならしたっちゃよかばってん、こっちはずっと減らさんなんけん

○事務局（岡）

おっしゃることは、非常に難しいことは、私たちも承知で荒れたところを、当然皆さんたちも極力お願いしましたけど、適正な農地の管理という形で、所有者、耕作者の方に通知を差し上げております。いかんせんせん、せんと罰則とかいうことが言えない状況なのでですね。そこのにきはまた皆さんの御協力と、また新しい委員さんの御協力と合わせて頑張っていくしかないのかなと思っております。

○1番（山下）

近所が迷惑しておるもんね。それは農業委員も頑張らにやいかんということは分かっておるばってんさ、どげんかせんなら、それは人材派遣でどんどんして、料金を取り上げるなら取り上げて、方法もいろいろあろうけんが、土地取り上げるのはあんまりやろけんなら、あんまりどうろこうろいうたっちゃ。

○事務局（岡）

委員さんのおっしゃりたいことよく分かります。私たちもそういうお話で聞くと、委員さん以外に地元の人たちからこげんっておる。どげんかしてくれということですが、そういった形でしかできていない状況ですので、私たちも頑張っていきたいと思しますので、皆さんの御協力もお願いしたいと思します。

申し訳ございません、こういった抽象的な回答しかできませんが、よろしくお願ひしたいと思します。

○1番（山下）

それと、もういっちょそういうふうになってくると、今度は枯れ草になった場合は、今度それに延焼して燃えたとかなんとかというて、昨日も何か騒動ありよるごたったばってんが、やっぱりいろいろなところになんかとの出てくるけんが、ちょっとどげんかならんかなと思して。

○事務局（岡）

貴重な御意見としてありがとうございます。すみません、そういうことでお願ひいたします。

○議長（徳永）

所有者の方に通知を出すときに、先ほど山下さんが言われたような、自然の中でもこんなに天気がいいと、そんな感じで火災の原因とか、そういったのにもなりかねませんみたいなことも付け加えとか何か、多分ずっとされていない方はどういろいろ強い口調で言っても、なかなか先に進まないのが現実なんですけれども、私たちも辛抱強くお願ひというか行く、事務局のほうからも通知を出すみたいな、何重にもなる言い方でいかないと、そこを知らない顔するとそれで、ああ、もうやっとな通知が来んごとなったということになりますので、そこら辺を徹底するのか、荒れないうちにどうにかやっっていくのが私たちの任務でもございしますので、いろいろあらゆる方向からアプローチをかけていかんといかんと思うところです。

○1番（山下）

やっぱり隣接しておる農地の人かなり、刈りよるもんね、自分の機械で。農地に来るもんじゃいけんが。（「うん、そげんなるものの」と呼ぶ者あり）隣接しておる者が大迷惑やんな。

○議長（徳永）

そうですね、はい。

ほかに何か、納得する回答がなかなか得られず申し訳ないんですけども。ほかに何か御質問……。

○16番（平川）

今から先多うなっですよ、ほんなっ。もう四、五年もするならごろって増えますけん、そこんにき対策をしてもろうておかんとどうもされんとですよ。農業委員、農業委員と言われたっちゃ、農業委員の何のそこまですっですか、されんですよ。

○議長（徳永）

じゃ、OBも含めたところでよろしくお願いします。

○16番（平川）

仕事しながらしよっとやっけん。

○議長（徳永）

本当は国のほうの法律じゃないけれどですね、何か規制のほうも……。

○16番（平川）

きちっと条例ばつくつとよかやなかですか。

○議長（徳永）

みやま市独自ではなかなかそこは難しいので、国の法律的なものがだんだん変わっていかないと、そこに効力はないんですよ。

○30番（柿原）

ちょっとよかね。

○議長（徳永）

はい、どうぞ。

○30番（柿原）

これは一番、農業委員会としては非常に何と言うかな、議論ばせやん課題かなち思うたい

ね。今後は特にそういうふうなことも多くなってくるし、農業委員会、私どもが書いていきよるばってん、今のこの農業委員会の体制として事務処理で終わっていきよつたい、単純な話が。そいけんが、農業委員さんのこれだけ心配しよりなはることの表に出てきよらんで思います。そりけん、私は常に思いよつとばってん、常任委員会のあるが。そいけんほら、総務委員会でうまくまあちょっと事務局が総務委員さん辺りば使うて、せつかくなら問題提起ばしながらやん、農業委員会でどう対応していくとかさ、そういうふうなか場ば農業委員会でしっかり勉強してもらうことがすごく大事かなち思うたい。

そりけん、何か単純に言うて総務委員な何か連れ者のごたる感じで、結構全体的なことば、突破口は総務委員会ち思うとつとやん。そういうふうなか捉え方ば事務局がしっかり考えながら、やっぱり農業委員全体ば盛り上げていくごたつことばしていかなんと、ただ、農業委員さんは農業委員さん、事務局は事務局のごたるふうで、何か事務処理したけんがよかばいというごたるふうなことじゃ、今後はなかなか進まんじゃろうち思うております。体制的には変わるばってん、次のあれから特にそういうことば踏まえて、もうちょっと農業委員さんたちの御意見ば聞いて、具体的に進めていかなければいけないかなと。

○議長（徳永）

そうですね、ありがとうございます。これから先の委員さんたちは、かなり法律的なものも必ずやらなくちゃいけないという、どこまでやったのかとかいう、そういう数字的なものとかも出すような形になります。今の組織自体が総務委員会、農政、農地委員会という3組織になっておりますけれども、その中で、具体的に何をやっていくかということがなかなかふわっとしているところもありますので、どこかの委員会の中に耕作放棄地解消部会とか、具体的にそこをつくるのかとかは、ちょっと事務局のほうともまたすり合わせをしながら、次の委員さんたちのほうにつなげていきたいと思っておりますので、今後残られる方は俺たちがしていかないかんとということをお願いいたします。

ほかに何か御質問ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第2号をこれで終わらせていただきます。

続きまして、報告事項、第3号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（堤）

報告第3号、使用貸借解約通知について、使用貸借の解約が1件提出されています。所有権移転です。以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第3号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第3号をこれで終わらせていただきます。

これをもちまして、本日の日程が全て終了いたしましたので、閉会とさせていただきます。

長時間にわたり、ありがとうございました。

午後2時25分 閉会